

！おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

介護用ベッドを借りたいのですが？

A お答えします・・・

介護保険のサービスで特殊寝台（介護用ベッド）を貸与する場合は、介護認定を受け、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

また、10月から要支援1・2、経過的要介護及び要介護1の方は、次の福祉用具の貸与で一定の要件がある方を除き、保険給付の対象外となります。

特殊寝台・車いす・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト

福祉用具の貸与を利用したい場合や一定の要件については、担当のケアマネジャーにご相談ください。

問合せ先 福祉課 高齢者福祉係
820 - 5605

国民年金保険料の納付は、お得な口座振替を！
口座振替は、毎月金融機関などの窓口に行く時間と手間が省け、納め忘れがなくなり安心です。
月々の保険料を当月保険料の当月末引落し（口座振替早期割引制度）にするだけで月額50円の割引となります。

くわい年金知識

ごぞんじですか？

また、10月から翌年3月までの6ヵ月分の保険料も前納で口座振替にすると、月々現金で納めるより940円の割引となり、さらにお得です。以前より口座振替（翌月末引き落とし）をご利用の方で、これらの制度を希望の場合は変更手続きが必要です。6ヵ月分の口座振替の前納申し込みは9月中旬までに行ってください。
口座振替日は10月31日となります。
口座振替の申し込みは、社会保険事務所国民年金課

または、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。
詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。
手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

敬老会を開催します

長寿を祝い、次のとおり敬老会を開催します。
とき 9月17日(日) 10:30~12:00
ところ 町民会館
対象者 町内在住(8月1日現在)で、9月30日までに満80歳以上になる人
(大正15年10月1日以前に生まれた人)

内容 式典・アトラクション等
その他 送迎については、ご家族でお願いいたします。
問合せ先 敬老会実行委員会事務局(福祉課内)
820 - 5605



月日	場所
9月11日(月)	東広島地域事務所 東広島市西条昭和町13-10 (1階会議室) (082)422-6911
9月14日(木)	呉地域事務所 呉市西中央1-3-25 (第2分庁舎2階201会議室) (0823)22-5400
9月20日(水)	広島地域事務所厚生環境局 廿日市市桜尾2-2-68 (第2分庁舎1階102会議室) (0829)32-1181

旧軍人等の恩給受給資格の有無、傷病恩給請求手続き、戦没者の遺族への援護措置、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金などに関する相談会を、次の所で開催します。
時間は午前10時から午後3時までです。
県庁社会援護室(本館5階)の援護・恩給相談コーナーでは、月曜日から金曜日まで、毎日ご相談を承つて

旧軍人・軍属・遺族等 援護相談会のお知らせ

旧軍人等の恩給受給資格の有無、傷病恩給請求手続き、戦没者の遺族への援護措置、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金などに関する相談会を、次の所で開催します。
時間は午前10時から午後3時までです。
県庁社会援護室(本館5階)の援護・恩給相談コーナーでは、月曜日から金曜日まで、毎日ご相談を承つて

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給資格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。
請求書類は、福祉課の窓口においてあります。既に請求された方は、再度請求される必要はありません。

問合せ先 広島県福祉保健部社会福祉局社会援護室
513 3036 (福祉課)

恩給資格者、引揚者の皆さま

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給資格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、福祉課の窓口においてあります。既に請求された方は、再度請求される必要はありません。

問合せ先 独立行政法人 平和祈念事業特別基金
ホームページアドレス
<http://www.heiwa.go.jp> (福祉課)

また、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。

詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。

手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

また、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。

詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。

手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

また、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。

詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。

手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

また、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。

詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。

手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

また、口座のある金融機関・郵便局の窓口、もしくは申込用紙を社会保険事務所へ郵送してください。

詳しくは、南社会保険事務所または住民課保険年金係までお問い合わせください。

手続きに必要な物
年金手帳(基礎年金番号) または納付案内書
預貯(金)通帳、届出印
問合せ先 保険年金係
住民課 820 5604
南社会保険事務所 253 7710

子育て支援センターエンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
15日(金)	9:30	わくわくキッズ【2歳以上の子どもとその保護者対象】
19日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
27日(水)	9:30	ふわふわベビー【2歳までの子どもとその保護者対象】
29日(金)	10:30	親子の関り懇談会(福田宏子)
10月2日(月)	11:00	親子リトミック(大竹美枝子)

●パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
14日(木) 第2木曜	9:30	東公民館
21日(木) 第3木曜		中央ふれあい館

●おひさまルーム 上記以外の日程 9:30~11:30

親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんも気軽にお越しください。

- 毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。
- 行事はいずれも11:30に終了予定です。
- 3ヵ月以下のお子さまは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(個別相談には応じます。)
- 毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
：熊野町貴船99 西部地域健康センター内
820 - 5502 FAX820 - 5504
開設日時(年末年始、祝日を除く)
月~金曜日 9:30~17:00
子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00



国民健康保険証の更新について

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、9月30日までです。

新しい保険証(一般は、みず色)(退職は、クリーム色)を9月下旬に郵送します。

10月1日を過ぎても、保険証が届かないとき、記載内容が相違している場合は、住民課保険年金係までご連絡ください。

また、修学、長期出張等で別に保険証が必要な世帯は、新しい保険証、印鑑を持って申請にお越しください。

詳しいことについては、住民課保険年金係へお問い合わせください。

問合せ先 住民課 保険年金係 820 - 5604

終戦当時の引揚者の方々へのご案内

税関では、お預かりしている次の通貨、証券などをお返ししています。

終戦時外地から引揚げてこられた方々が、上陸港の税関等に預けられた通貨、証券など

外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの

返還の申し出は、直接

広島港湾合同庁舎内 広島税関支署 (担当) 税関広報聴取官

Eメールアドレス hiroshima@kobe-customs.go.jp FAX 505 256 6917

本人からだけでなく、ご家族の方でも結構です。お心あたりの方は、上陸港を所轄する税関または最寄りの税関へお問い合わせください。